特定入居及び既存入居者に係る入居に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、北海道営住宅条例(以下「条例」という。)、北海道営住宅条例施行規則(以下「規則」という。)、特定入居及び既存入居者に係る入居取扱要綱(以下「入居取扱要綱」という。) その他の規定に基づき行われる道公営住宅の入居の事務処理について必要な事項を定める。

- 第2 特定入居に係る道公営住宅への入居の申込みの取扱い
 - 1 条例第5条第7号による特定入居
 - (1) 同居者の人数が増えたことにより、住宅が最低居住面積水準に満ない規模になった場合(入居当初から当該水準に満たない場合を含む。)の運用は、次の表のとおりとする。この場合において、入居できる住宅は、現在の住宅より広いか部屋数が多い場合に限る。

| 世帯人数 | 現在の住宅 | 入居できる住宅 |
|------|-------------------|---------------|
| 2 人 | 対 | 象外 |
| 3 人 | 40㎡以下又は1LDK以下 | 59㎡未満かつ2LDK以下 |
| 4 人 | 50㎡以下又は2LDK以下 | 80㎡未満かつ3LDK以下 |
| 5人以上 | 5 7 ㎡以下又は3 D K 以下 | 4 L D K 以下 |

- 注1 世帯人数:3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上1 0歳未満の者は0.75人として算定し、端数がある場合は切り上げる。ただし、これ らにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする。
- 注2 間取り:nDK < nLDK < (n+1)DK
- 注3 面 積:住戸専用面積(バルコニー除く。)
- (2) 同居者の人数が減ったことにより、住宅が誘導居住面積水準を超える規模になった場合(入居当初から当該水準を超えている場合を含む。)の運用は、次の表のとおりとする。この場合において、入居できる住宅は、現在の住宅より狭いか部屋数が少ない場合に限る。

| 世帯人数 | 現在の住宅 | 入居できる住宅 |
|------|--------------|-----------------------------|
| 5人以上 | 対 | 象外 |
| 4 人 | 80㎡以上又は3LDK超 | 50㎡超えかつ2LDK超 |
| 3 人 | 59㎡以上又は2LDK超 | 40 m ² 超えかつ1LDK超 |
| 2人以下 | 42㎡以上又は2DK超 | 2 5 ㎡以上 |

- 注1 世帯人数:3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上1 0歳未満の者は0.75人として算定し、端数がある場合は切り上げる。ただし、これ らにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする。
- 注2 間取り: n D K < n L D K < (n+1) D K
- 注3 面 積:住戸専用面積(バルコニー除く。)
- (3) これらと同等と認められる程度の身体の機能上の制限を受けることになったときとは、加齢又は疾病によって、規則第5条の2第2号ア又は第3号には該当しないが階段の昇降や歩行が困難となった場合で、医師等がこれを認めるときとする。

(4) 身体の機能上の制限を受けることになった者は、現に入居している公営住宅が次のアからウに掲げるものではない場合に、次のアからウに掲げる住宅のいずれかに入居の申込みをすることができる。

ア エレベーターが設置されていない住棟の1階(メゾネット型を除く。)

- イ エレベーターが設置されている住棟
- ウ アの住棟で、現に居住している住宅より階下の住宅
- (5) 同居者の人数に増減はないが、子どもの成長により住宅が最低居住面積水準 に満たない規模になった場合の運用は、(1)による。
- (6) 要綱第9条第1号から第4号に該当する者が特定入居の申込みができる団地は、原則同一団地とする。
- 2 特定入居に係る入居の申込みの際の処理
- (1) 条例第5条第1号の被災者が特定入居の申込みをするときは、入居の申込み の際に被災事実を示す書面を添付しなければならない。
- (2) 条例第5条第5号及び6号の事業により住宅を除却する者が特定入居の申込みをするときは、当該事業の対象者であることを示す書面を添付しなければならない。
- (3) 条例第5条第7号の身体の機能上の制限を受けることになった者が特定入居の申込みをするときは、入居の申込みの際に身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の写し又は医師の診断書を添付しなければならない。また、これ以外の場合は、内部資料で確認することとし、同居承認手続きや同居者の異動届を提出していない場合は、それらの手続きを行わせるものとする。
- 第3 既存入居者の他の道公営住宅への入居の申込みの取扱い
 - 1 入居取扱要綱第12条第3号関係

当該医療機関により近い道公営住宅は、次のとおりとする。

(1) 現に入居している住宅が道公営住宅のとき

現に入居している道公営住宅より当該医療機関に近く、かつ募集している団地の中で当該医療機関に最も近い道公営住宅であって、現に入居している道公営住宅と同規模の道公営住宅(入居取扱要綱第12条第6号に該当する場合を除く。)であること。

(2) 現に入居している住宅が道公営住宅以外の公営住宅のとき

現に入居している公営住宅より当該医療機関に近く、かつ募集している団地の中で当該医療機関に最も近い道公営住宅であって、現に入居している公営住宅と同規模の道公営住宅(入居取扱要綱第12条第6号に該当する場合を除く。)であること。ただし、当該道公営住宅が、現に入居している公営住宅と同じ市町村の区域に所在する場合は、当該道公営住宅が当該医療機関に最も近く、又は交通の便宜上最も利便性が高いと認められる場合に限ることとし、他に通院に係る利便性が高い公営住宅があるときは対象としない。

2 入居取扱要綱第12条第5号関係

転勤等は、既存入居者又は同居者の転勤のほか新たに就職した場合など、生計を 維持する上で転居がやむを得ないと認められる場合に限る。

3 既存入居者の入居の申込みの際の処理

入居取扱要綱第12条に該当する者が入居の申込みをするときは、同条各号の状況を証する書面を添付しなければならない。

- (1) 第1号による入居の申込み 身体障害者手帳等の写し、医師の診断書等
- (2) 第3号による入居の申込み

医師の診断書(必要な治療期間が記載されているもの)等

- (3) 第4号による入居の申込み 親等の住民票等
- (4) 第5号による入居の申込み 異動証明書、採用証明書(勤務する事務所等の所在地が記載されているもの) 等
- (5) 第2号及び第6号による入居の申込み 内部資料で確認することとし、同居承認手続きや同居者の異動届を提出して いない場合は、それらの手続きを行わせるものとする。
- (6) 第7号による入居の申込み 当該事情に係る事実を証する書類(本人以外による証明)
- 3 公募の際の公示

北海道営住宅入居選考要綱(平成9年2月27日付け住宅第1184号建設部参事監通知。)第3条に規定する一般公募を実施する場合には、既存入居者の申込資格についても併せて公示すること。